

児童家庭福祉

児童の幸福の実現！

福祉…人間の幸福(ウェルビーイング)を実現する実践及び法制度

世界的な政策としての“福祉”のはじまり ⇒ 1601年イギリス「エリザベス救貧法」

ウェルフェア…支援が必要な人の為の保障

ウェルビーイング…個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること

国民全員が対象、「より良く生きる」を支援

児童家庭福祉の対象：①子ども ②妊産婦や子育て家庭 ③地域社会や社会そのもの

児童家庭福祉法上の児童：満18歳を満たない者

※他法では児童の年齢定義が異なる

- 1.乳児（満1歳未満）
- 2.幼児（満1歳～小学校就学の始期に達するまでの者）
- 3.少年（小学校就学始期～満18歳に達するまでの者）

児童福祉の理念の根拠…「日本国憲法」「民法」「児童福祉法」

児童福祉法第1条

すべて児童は、児童の契約に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する

<現在の子ども観を発展させた人物>

ルソー … 『エミール』

エレン・ケイ … 20世紀は『児童の世紀』

コルチャック … ユダヤ系ポーランド人医師 孤児院をひく『子どもの権利の尊重』 コケン、ロチャック



ルソーの思想を引き継ぐ

<児童の人権擁護・権利保障の歴史>

1924年 国際連盟「ジュネーブ宣言」採択

- ① 児童は危難のときに最優先に救済される
- ② 人類は児童に対して**最善の努力**をする

35年後

1959年 国際連合「**児童権利宣言**」採択 * 児童の**最善の利益**を追求 **児童は保護される存在**

児童権利宣言第1条

児童はこの宣言に掲げる**すべての権利を有する**。自己、家庭においても人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、国民的社会的出身、財産、門地のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない

20年後

1979年 国際児童年 「わが子への愛を世界の子にも」

30年後

1989年 国連総会「**児童の権利に関する条約**」(子どもの権利条約)採択

受動的権利ではなく**能動的権利**を保障…主体としての子ども権利 **子どもは権利の行使者**
(能動的権利=発達段階に応じて表現、主張、決定、人権を行使し社会に参加していく)

5年後

1994年(H6) 日本が批准

児童の権利に関する条約第2条

締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法廷保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、国民的種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、**いかなる差別もなし**にこの条約に定める権利を尊重し及び確保する

児童の権利に関する条約第3条

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な**社会福祉施設**、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする

第2条…児童の意見 年齢 成熟度に従って考慮

第4条…締約国の義務 措置を講ずる

2003年(H15)「児童福祉法」改正 地域における子育て支援の強化

2008年(H20)「児童福祉法」改正 ①**乳児家庭全戸訪問事業** ②**養育支援訪問事業**

③**地域子育て支援拠点事業** ④**一時預かり事業** ⑤**家庭的保育事業**

2012年(H24)「児童福祉法」改正 第2章…社会的養護を必要としている児童の権利擁護について明記

2016年(H28)「児童福祉法」改正 … 基本理念がより明確化

<日本の児童家庭福祉のあゆみ:人物と関連施設>

- 1885年(M18)高瀬真卿(しんけい) … 私立予備感化院(非行少年の教護) → 1949年児童養護施設
 1887年(M20)石井十次 … 岡山孤児院 ←日本初の児童養護施設
 1890年(M23)赤沢鐘美(あつとみ)・仲子夫妻 … 私立新潟静修学校(幼児の託児所) ←初の保育所
 1891年(M24)石井亮一 … 孤女学院(現:滝乃川学園) ←初の知的障害児施設
 1899年(M32)留岡幸助(とめおかこうすけ) … 巣鴨家庭学校(非行少年の教育)「感化教育の父」
 1900年(M33)野口幽香(ゆか)・森嶋峰 … 二葉幼稚園(貧困家庭のための施設)
 1932年(S37)高木憲次 … 公明学校(肢体不自由児学校)
 1942年(S17)高木憲次 … 整肢療護園「肢体不自由児の父」
 1946年(S21)糸賀一雄 … 近江学園(知的障害児施設)「この子らを世の光に」この子達が未来の光に!

<日本の児童家庭福祉のあゆみ:戦前の公的救済制度>

- 1874年(M7)恤救規則 … 救済の対象は13歳以下の孤児に限られていた
 1900年(M33)感化法 … 非行少年の教育保護の為良い環境と教育を与えて感化する「感化院」が各地に設置
 1929年(S4)救護法 … 貧民の為の生活保護的な救済制度
 1933年(S8)少年教護法(←感化院)
 1933年(S8)児童虐待防止法
 1937年(S12)母子保護法

<日本の児童家庭福祉のあゆみ:戦後の法制度>

- 1945年(S20) 終戦
 1946年(S21) 日本国憲法

(略)

- ・基本的人権の享有 永久の権利
- ・個人として尊重 生命、自由、幸福追求に対する国民の権利 公共の福祉に反しない限り
- ・健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
- ・生活部面について社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上、増進に努める

- 1947年(S22) 児童福祉法 教育基本法 学校教育法
 1948年(S23) 児童福祉施設の設置及び運営に関する基準
 1951年(S26) 児童憲章 ※「児童憲章」は法律ではない 日本独特のもの!
 1964年(S39) 母子福祉法(現:母子及び父子並びに寡婦福祉法)
 1965年(S40) 母子保健法

「**児童憲章**」われらは**日本国憲法**の精神にしたがい、児童に対する正しい**観念を確立**し、すべての児童の**幸福**をはかるためにこの憲章を定める
 すべての児童は家庭で正しい愛情・知識・技術でまもられる、家庭のないものにはこれに代わる環境が与えられる

- ・児童は 人として尊ばれる
- ・児童は 社会の一員として重んじられる
- ・児童は 良い環境のなかで育てられる

<(認可)保育所> = 児童家庭福祉の一分野

児童福祉法第39条

1. 保護者の下から通わせる
2. 日々保護者の委託を受けて保育を必要とする児童を保育

◇入所基準…保育を必要とする状態⇒市町村が条例で定める

◇保育所の設備…「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 児童福祉施設最低基準

設備と職員配置数「従うべき基準」…都道府県が条例で定める

■満2歳未満がいる場合

- ・乳児室 or ほふく室
 - 乳児室…ひとりあたり1.65㎡以上
 - ほふく室…ひとりあたり3.3㎡以上
- ・調理室
- ・医務室
- ・便所

■満2歳以上

- ・保育室 or 遊戯室
 - 遊戯室…ひとりあたり1.98㎡以上
- ・調理室
- ・便所
- ・屋外遊戯室……ひとりあたり3.3㎡以上

◇保育所職員→保育士、嘱託医、調理員

〈保育士の配置数〉	
0歳	… 3:1
1歳・2歳	… 6:1
3歳	… 20:1
4歳以上	… 30:1

保育時間「参酌すべき基準」…地方公共団体が十分参照した結果であれば地域の実情に応ずる

<認可外保育所>

- ・ 事業開始を都道府県知事に届け出る(義務)
- ・ 定員6名以上の施設は立ち入り検査！
 - ① 事業所内保育施設：企業などの事業所内に従業員向け
 - ② へき地保育所：設置主体は市町村
 - ③ ベビーホテル：夜7時以降の保育
 - ④ 共同保育所

<認定こども園>

- ・ 「文部科学大臣」+「厚生労働大臣」の指針を基に 2006年以降設置進められている
- ・ 都道府県知事が認定
- ・ 幼保連携型こども園は、認定こども園法改正により

学校(学校教育法)及び児童福祉施設(児童福祉法)と位置づけ
- ・ 幼保連携型多い！ 保育教諭=幼稚園教諭+保育士
 (ちなみに園総数2836. /幼保連携型1931. 幼稚園型524. 保育所型328. 地方裁量型53.)
 - 1.就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に行う
 - 2.すべての子育て家庭を対象に相談活動や親子の集いなど地域における子育て支援

<家庭的保育事業>

- ・ 2008年児童福祉法により法定化 2010年(H22)4月に施行
- ・ 家庭的保育者の居宅などで保育
- ・ 乳幼児3人/保育者1名 or 乳幼児5人/保育者+補助者(2名)

<保育対策等促進事業>

安心して子育てが出来る環境を整備し児童福祉の向上を図ろうとする事業

- ・ 特定保育事業…パート等多様な働き方に応じて児童を一定程度(1か月64時間以上)継続的に保育
- ・ 休日・夜間保育事業…日曜日、国民の祝日等に保育を必要とする児童を保育2000年(H12)設置認可
- ・ 病児・病後児保育事業…対象:乳幼児、小学校児童

4類型：病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)
- ・ 待機児童解消促進等事業
- ・ 延長保育促進事業…対象児童に間食と給食等を提供
- ・ 保育環境改善等事業

<地域子育て支援拠点事業>

「一般型」1日5H以上(ひろば型…保育所、公共施設の空きスペース、アパート一室)

「連携型」1日3H以上(児童館型…児童福祉施設など)

<利用者支援事業>

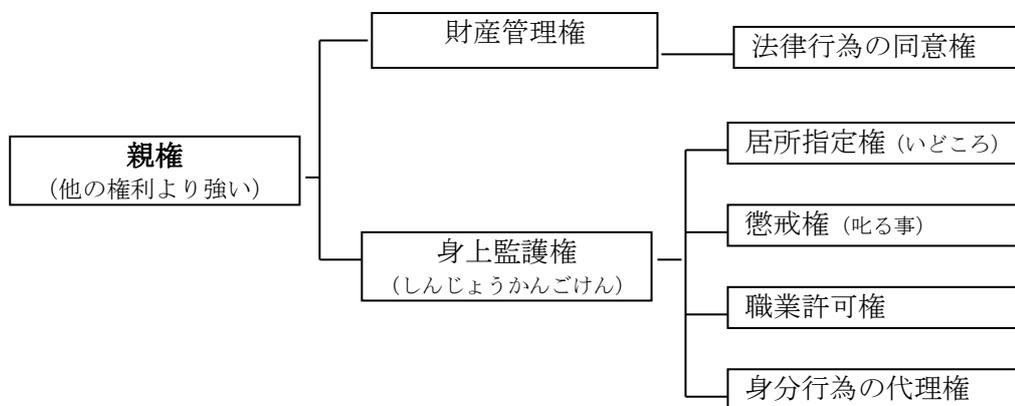
- ・ 保護者の身近な場所で教育、保育施設、地域の子育て支援事業の利用についての情報収集を行う
- ・ 相談に応じ助言を行い関係機関との連絡調整等を実施する
- ・ 地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」から
2014年(H26)見直しが行われ利用者支援事業となった
- ・ **子育て世代包括支援センター**(母子健康包括支援センター：市町村設置努力義務)
… 母子保健型:妊娠期から子育て期の総合的支援利用者支援事業のひとつ

<児童館>

- ・ 小型児童館…小地域を対象として健康増進、情操豊か、母親クラブ、子ども会等健全育成施設
- ・ 児童センター…小型児童館の機能 +遊び(運動を主)を通じての体力増進を図る事業・設備のある施設
- ・ 大型児童館…A型児童館：都道府県内の小型児童館、児童センターの指導や連絡調整の役割
B型児童館：豊かな自然環境、宿泊施設と野外活動設備
C型児童館：児童館全ての機能+芸術・体育・科学等の総合活動、劇場・屋内プール等の付設

<「民法」で定める親権とは>

親権=子の利益の為、監護及び教育の権利義務



- ・ 親権喪失…申し立てると親権を無期限に奪うことになる
- ・ 親権停止…期限2年間、親権を制限する(親から一時的に引き離す)

*2012年 民法改正 親権停止制度 新設!

<児童福祉六法>

1.児童福祉法

保護者 = 児童を現に**監護**する者(親権を行う者、未成年後見人)

この制度では「児童」 = **満18歳を満たない者** 障害児も18歳未満

児童福祉法第1条 1条は2016年施行 基本理念がより明確化

第1項 **すべて国民**は、児童が心身ともに**健やか**に生まれ、且つ、**育成**されるよう努めなければならない

第2項 **すべて児童**は、ひとしくその生活を**保障**され**愛護**されなければならない

児童福祉法第2条

国及び地方公共団体は、**児童の保護者**とともに、児童を心身ともに**健やか**に**育成**する**責任**を負う

児童福祉法第3条

前2条に規定するところは、児童の**福祉を保障**するための原理であり、その原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に**尊重**されなければならない

2.児童扶養手当法

児童扶養手当…ひとり親家庭へ支給 父また母が政令で定める障害者の場合も支給

- ・ 所得制限アリ 経済的に困窮していなくても支給
- ・ 支給原因: 離婚が最も多い
- ・ 支給に要する費用: **国の負担 1/3 ・ 都道府県の負担 2/3**

児 童 = **18歳となった年度**

障害児 = **20歳未満**

3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (3つの手当で)

- 1.特別児童扶養手当…障害児の**養育者**に支給 障害児=**20歳未満**
- 2.障害児福祉手当…重度の障害 **本人**に対して支給
- 3.特別障害者手当…著しく重度の障害

4.母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子家庭or父子家庭及び寡婦に対して生活の安定と向上のため

この制度では「児童」 = **20歳未満**

「寡婦」 = 配偶者のない女子、かつて児童を扶養していた者

- ・福祉資金の**貸付け**
- ・**就業支援事業等**の実施 2年以上養成機関に就学の場合
高等職業訓練促進給付金が支給
- ・雇用する**事業主**に対し**自立支援給付金**の給付などの支援措置
- ・特定教育、保育施設の利用など特別な配慮あり

母子家庭日常生活支援事業…ひとり親家庭への子育て支援サービス

5.母子保健法（乳児、1歳6か月、3歳の健診は「母子保健法」による）

この制度の妊産婦・乳児・幼児の定義は、児童福祉法と同じ

母性 = 妊娠中又は出産後1年以内の女子

乳児 = 満1歳に満たない者

幼児 = 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

拠点：市町村 保健センター

- ・ 健康相談
- ・ 健康教育
- ・ 健康診査

母子健康包括支援センター等

学齢期の児童は対象外

母子保健法第1条

この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子健康に関する原理を明らかにするとともに母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療、その他の措置を講じて国民保健の向上に寄与することを目的とする

6.児童手当法

この制度では「児童」 = 18歳となった年度「18歳になった年の最初の3月31日まで」

対象児童は日本国内に住所を有する者又は留学等の理由により国内に住所を有しない者

所得制限あり

児童養護施設等に入所している児童については、施設の設置者(施設医療機関)等に支給

児童手当法第1条

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする

3歳未満の子ども	15,000円
3歳以上の小学生以下の子ども 第1子・第2子	10,000円
3歳以上の小学生以下の子ども 第3子以降	15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上 0歳～中学生修了前	5,000円

※年に3回支給

※離婚協議中等により父母が別居している場合は、実際に同居をしている方が受給資格者

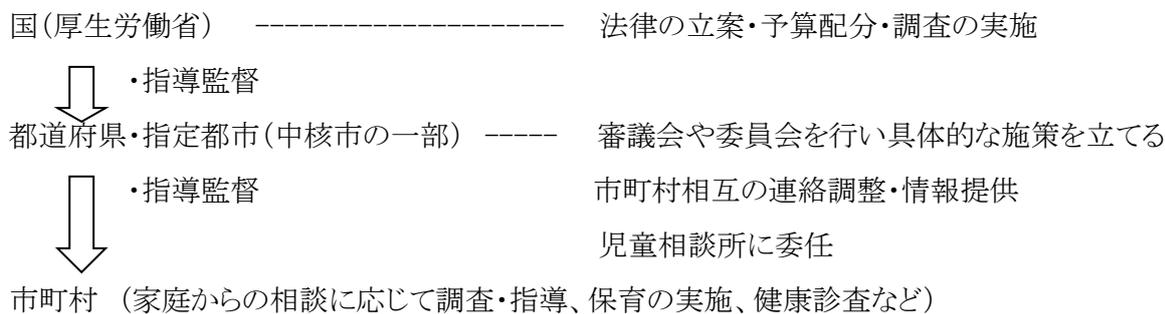
<児童の権利に関わる法律>

- ・児童買春・児童ポルノグラフィ禁止法 … 心身に有害な影響を受けた児童の保護の措置
 国外犯も含めて性的搾取、性的虐待は処罰の対象
- ・児童虐待禁止法 … 児童の権利利益の擁護 家庭裁判所の承認(裁判官の許可状)→臨検や捜索
- ・ドメスティック・バイオレンスDV防止法 … 配偶者からの暴力等を受けた者を一時保護、自立支援
- ・少年法 … 非行の有る少年に対して性格の強制、環境の調整に関する保護処分
 少年 20歳未満 ・ 成人 20歳以降

<少子化対策関係法律>

- ・育児・介護休業法 … 子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置
 雇用の継続及び再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立に寄与する
 育児休業＝出産日から、子どもが満1歳になる前日までの1年間 (延長1年追加 最大2年)
 育児休業取得率 **男性 2.65% ・ 女性 81.5%**
 「子の看護休暇」を取得できるのは小学始期に達するまでの子！
- ・少子化社会対策基本法2003年成立 内閣府に少子化社会対策会議を設置
- ・次世代育成支援対策推進法 2005年(H17・4月)から2015年(H27・3月)までの10年間の時限立法
2014年(H26年)改正によりさらに10年延長 2025年(H37・3月)まで
 国「指針」、
 市町村に策定義務「行動計画」
 (例:従業員101人以上の企業は行動計画を策定等の義務) 子育て支援・健康の確保
 保育には特化していない

<児童家庭福祉を実施する行政機関>



<審議機関> 児童の福祉や社会保障に関して考える公的な会議

- 国(厚生労働省) … **社会保障審議会**
 - 都道府県・指定都市 … 都道府県**児童福祉審議会**(設置義務)
 - 市町村 … 市町村**児童福祉審議会**(任意設置)
- ・児童・妊産婦・知的障害者の福祉に関する調査審議
 - ・里親の認定の場合 意見

<障害児・障害者関係法律>

- ・発達障害者支援法 … 切れ目無く発達障害を持つ者に対する支援を行う法律

発達障害者支援法第2条

第1項 「発達障害」とは、**自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害**他に類する脳機能の障害であつてその症状が**通常低年齢**において発現するもの

第2項 「発達障害者」とは発達障害を有する為**に日常生活又は社会生活に制限を受ける者**をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち**18歳未満の者**をいう

- ・障害者総合支援法

- ・ 障害の範囲(身体障害・知的障害・発達障害を含む精神障害・難病等による障害)が拡大
- ・ 障害支援区分に変更 程度→支援
- ・ 住み慣れた地域での生活を実現するために障害児、障害者に総合的な支援を行う法律
- ・ **共生社会の実現 基本的人権を享有 給付、支援を総合的に行う 人格と個性を尊重**
- ・ 重度訪問介護
- ・ 応能負担

<児童家庭福祉の財政>

「措置費」＝児童相談所により児童の保護等のために児童福祉施設入所に措置した場合、
児童の**生活費、人件費、施設運営管理費**などを一括したもの

- ・ **応能負担**…利用者の支払い能力に応じた負担 額← ほとんどの児童福祉施設の財政
- ・ **応益負担**…利用したサービスに応じた負担額

※ 被虐待児を一時保護する費用(児童相談所で必要な費用)は 都道府県が負担 のち国が半分負担

※ 児童福祉施設への入所費用は 都道府県は 扶養義務者の負担能力に応じて全部または一部を徴収

<里親>

都道府県知事による認定 児童相談所所長に権限を委任することができる

“子ども子育てビジョンでは「里親の拡充」を目標”

養育里親 … 要保護児童を養育する里親

親族里親 … 要保護児童の扶養義務者及びかつての監護者の親族が養育する里親

養子縁組里親… 将来的に養子縁組を目的として、身寄りのない児童の養育を委託される里親

専門里親 … 専門的な力を要する児童の為の里親 養育里親として**3年以上**の経験があり研修終了のこと

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)… H27.3.現在 全国257か所ある

養育者の住居にて5~6人家庭養護を行う制度 里親と同様

↑ 養育里親として**2年以上**の養育経験必須!

<児童福祉施設>

助産施設	入院助産を受けられない妊産婦の入所
乳児院 ★	乳児を入院させ養育・退院後の相談、援助 必要あれば幼時も入院 (寝室2.47㎡/人・観察室1.65㎡/人以上)
母子生活支援施設	母子(配偶者のない女子とその児童等)を入所させて保護、支援、相談援助 母子支援員・少年指導員 配置
保育所	
幼保連携型認定こども園	
児童養護施設 ☆★	保護者のないor虐待されている児童20歳に達するまで 入所し養護、退所後の相談、援助 全国で600か所設置
障害児入所施設 ☆	医療型と福祉型 障害児の保護・指導 知識技能の付与
児童発達支援センター☆	医療型と福祉型 障害児の通所・指導 知識技能の付与
児童心理治療施設 ☆★	環境上の理由により社会生活への適応が困難な児童が入所し治療 (心理的困難や生きづらさを感じている児童や心理治療が必要な児童)
児童自立支援施設 ★	非行少年のケア 入所or通所の生活指導・自立支援 全国で60か所設置
児童厚生施設	児童館・児童遊園等児童に健全な遊びを与え健康を増進し情操豊かにする
児童家庭支援センター	児童・家庭・地域住民からの相談のうち専門的な知識や技術で応じ必要な助言・指導を行う 児童養護施設退所者のアフターケア

社会福祉法

第一種社会福祉事業:入所施設 **知事の許可**が必要 特別養護老人ホーム、障害者施設など・・・

第二種社会福祉事業:通所施設 **知事への届け出のみ**でOK 保育所など・・・

<児童福祉施設に配置される専門職>

職員の種類	説明
医師	医師
嘱託医	施設に常勤してはならず、施設からの嘱託を受けて診察や健診を行う医師
看護師	看護師
保育士(名称独占資格)☆	乳幼児の保育を行うとともに、基本的な生活習慣・経済観念・社会性、健康管理などの目標設定を行う 直接援助担当職員 介護介助等の保育活動
児童指導員(任用資格)☆	就学児童の生活指導や支援を行うとともに、学習・道徳の目標設定を行う家庭における親のような役割
児童生活支援員	保育士に近い役割を、 児童自立支援施設 にて担う
児童自立支援専門員	児童指導員に近い役割を、 児童自立支援施設 にて担う
個別対応職員	虐待を受けた児童、愛着障害のある児童などに対して、集団措置では対応しきれない部分を個別にケアする
家庭支援専門相談員★ (ファミリーソーシャルワーカー)	保護者への早期家庭復帰支援、里親委託・養子縁組の推進その他を行う 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 におく 児童相談所にはいない!
心理療法担当職員	虐待を受けた児童、DV等の心的外傷のある親子に心理療法での支援を行う 児童心理治療施設 は、必置職員 乳児院の場合、心理療法の必要な乳幼児 or 保護者が10人以上いる場合に設置
職業指導員	社会生活が出来るような技術(パソコン業務、木工作业など)を指導する
栄養士	栄養バランスを考慮し、食事献立などを作成する
調理員	食事の調理を行う(調理を外部委託する場合は置く必要がない)
母子支援員	母子生活支援施設 に配置 母子の支援を行う 母親の就労支援や育児の相談に乗る 親族との関係改善の協力
少年指導員	母子生活支援施設 に配置 子どもの学習や生活習慣づくりなど、日常生活を援助することが役割(少年を指導する職員)
里親支援専門相談員	児童養護施設と乳児院 に配置
児童発達支援管理責任者	児童発達支援センター や 放課後デイサービス を適切に運営するための責任者 通ったり入所したり障害のある子どもの療育を受けること管理

(例) 児童心理治療施設: 児童指導員、保育士、心理療法担当職員(必置職員)、精神科又は小児科の医師、看護師

(例) 児童厚生施設: 保育士ではなく「児童の遊びを見守る(指導する)者」をおく

<児童家庭福祉の**実施機関**と専門職>

1.児童相談所… 都道府県と政令指定都市に設置される。

「中核都市」は設置できるが義務ではない 人口50万人に1か所がめやす

一時保護所は必置ではない！ 必要に応じて設ける

一時保護は、ほぼ2ヶ月まで

配置

①所長

②**児童福祉司** …児童相談所におけるソーシャルワーカー 相談、指導、関係機関の連絡調整

③**児童心理司** …診察面接、心理判断、心理療法カウンセリングなどの助言 大学で心理学修了

④精神科医・小児科医 ⑤相談員 ⑥児童指導員 ⑦保育士 ⑧**弁護士**

保護司、個別対応職員の配置は無い

* 要保護児童の児童福祉施設への入所措置(措置期間:2年以内)

* 里親委託は都道府県(指定都市市長)の権限

* 行政、本人からの相談、地域住民からの通告、家庭裁判所からの送致

障害相談43.7%最も多い 養護相談34.6%↑年々増加 育成相談12.1%「友達と遊べない」

2.福祉事務所 … 都道府県、指定都市、中核市、市に設置 *町村は任意

児童、妊産婦の福祉に関する実情を把握

助産施設、母子生活支援施設の実施主体

配置 : ①査察指導員、②現業員、③身体障害者福祉司、④知的障害者福祉司、

⑤老人福祉指導主事、⑥**母子父子自立支援員**

↑ 育児や児童に関する相談に対応

* 福祉事務所のなかには家庭児童相談室がある

* 家庭児童相談室には

①家庭児童福祉主事(常勤)と

②**家庭相談員**(非常勤:相談援助)が駐在している

3.保健所 … 都道府県、指定都市、中核市に設置

4.保健センター … 市町村に任意に設置

5.児童家庭支援センター … 児童福祉施設に設置

施設と児童相談所との連絡調整

専門的な知識、技術の相談(入所措置をおこなうことはできない)

配置 : ①**児童福祉司** ②**心理療法担当職員**

<障害児支援施設 利用形態:通所>

実施主体は**市町村!**

福祉型…日常生活の動作指導や独立自活に必要な知識・技能の学び・訓練(児童発達支援)を行う

医療型…上記に加えて治療を行う

- ・ 知的障害児通園施設
- ・ 難聴幼児通園施設
- ・ 肢体不自由児通園施設

※児童発達支援センター(福祉型・医療型)

※児童発達支援センターは、**地域の障害児支援の中心になる施設**

- ・ 児童発達支援を行うだけでなく
- ・ 地域の障害児やその家族の相談に対応したり
- ・ 障害児を預かる保育所などの施設への援助・助言をしたりする

障害児通所支援は、以下の4つに分けられる

1. **児童発達支援** :未就学の障害児が、日常生活における基本動作や知識技術を習得し、集団生活に適応できるよう支援する
2. **医療型児童発達支援** :上記に加えて**治療**も行う
3. **放課後等デイサービス** :学校通学中の障害児が放課後や夏休みに通い、生活能力向上のための訓練などを行う
4. **保育所等訪問支援** :保育所や幼稚園を利用中の障害児などを訪問して、集団生活適応のための支援を行う

<障害児支援施設 利用形態:入所>

実施主体は**都道府県!** 入所は都道府県知事の決定が必要

◇障害の分類 : 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害

- ① 知的障害児施設
- ② 第1.2種自閉症児施設
- ③ 盲児施設・ろうあ児施設
- ④ 肢体不自由児施設
- ⑤ 肢体不自由児療護施設
- ⑥ 重症心身障害児施設

障害児入所施設(福祉型・医療型)

重症心身障害児
治療を行う施設

- 知的障害児
- 自閉症児…医師の配置
- 肢体不自由児
 - ・ 障害児の保護
 - ・ 日常生活の指導
 - ・ 自活の知識技能の付与を行う施設

<社会的養護:情緒障害児>

児童心理治療施設…情緒障害児(感情面が不安定)への治療

都道府県の措置＝児童相談所に委任

職員: 児童指導員、保育士、個別対応職員、心理療法担当職員(必置職員)

家庭支援専門相談員、医師、看護師、調理員

<社会的養護:非行少年>

少年法の“少年”の定義 : 20歳未満 児童福祉法:18歳以下

◇非行少年の定義

犯罪少年…14歳以上の犯罪者

触法少年…14歳未満の犯罪者(しよくほう)

虞犯少年…将来、罪を犯す恐れのある者(ぐはん)

◇非行少年への措置

非行少年、児童相談所への通告 ⇒判定結果

- 1.保護者への訓戒or誓約書の提出
- 2.児童福祉司、社会福祉主事、児童委員の指導
- 3.児童福祉施設への入所or里親委託
- 4.家庭裁判所への送致

犯罪少年、家庭裁判所への通告 ⇒審判 ⇒保護処分の決定

保護観察所or少年院への送致

児童養護施設or**児童自立支援施設**への送致

◇少年院の種類

第1種…心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者

第2種…心身に著しい障害がない犯罪傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者

第3種…心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者

第4種…少年院において刑の執行を受ける者

少年刑務所…少年法により懲役又は禁錮の言い渡しを受けた少年を収容＝矯正教育の刑事施設

少年鑑別所…犯罪傾向の強い少年を**2週間以内**で収容する施設

2000年少年法改正刑事罰適用年齢16歳から14歳へ！

16歳以上の殺人者は「原則逆送」(家庭裁判所から検察官へ)

<児童委員・主任児童委員> (児童福祉法に基づく)

◇児童委員

- ・厚生労働大臣により委嘱 担当区域を活動する民間の奉仕者
- ・社会福祉の増進を努める民生委員と兼ねる(民生委員法に基づく)
- ・任期は3年 再任可能
- ・都道府県知事の指揮監督をうける

◇主任児童員

- ・厚生労働大臣が児童委員の中から指名する
- ・児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整
- ・児童委員の活動の援助と協力(担当区域を持たない)

<母子保健>

母子保健施策

- ・健康診査 … 妊産婦健康診査 乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査
- ・保健指導
- ・訪問指導 … 妊産婦、新生児、未熟児に対して、助産師や保健師が訪問
- ・療養援護等 … 未熟児養育医療 (未熟児の医療給付)
 - 療育指導 (障害や疾病により長期療養の児童を指導)
 - 育成医療(自立支援医療 障害児童の医療給付 受給者証)
 - 小児慢性特定疾患治療研究事業 (手帳公布・医療費自己負担分補助)
- ・健やか21 … 母子の健康水準を向上させるための国民運動計画
- ・その他 = 母子健康手帳の交付(市町村)、予防接種、新生児マス・スクリーニング検査(かかと)

<現代の環境>

2012年子どもの貧困率:16.3%(6人に1人!)

* ひとり親では54.6%!

* 2003~2014年 少しずつ増加していたが 2015年 減少!

国民生活基礎調査

- ② 夫婦と未婚の子 29.5%
- ③ 単独世帯 26.9%
- ④ 夫婦のみの世帯 23.7%
- ⑤ 三世代世帯 14.7%

ステップ・ファミリー … 子どもを連れた男女が再婚することで形成された家族のこと

<児童虐待>

施設職員による虐待の禁止…「児童福祉法」で定められる

「児童虐待の定義」 児童虐待防止法第2条

児童虐待相談件数約8万9000件(2014年H26)

*虐待死亡年齢：0歳児が最多(43%)

*加害者：実母が最多(75%)

2014年度の数值で、子ども虐待の主な加害者の割合はそれぞれ、実母:52.4%、実父:34.5%、実父以外の父:6.3%、実母以外の母:0.8%、その他:6.7%となっており、実母が最も多くなっている

2015年警察から児童相談所への通告3万7000人

1位心理的虐待(* 面前DVが2万4千人)

2位身体的虐待

3位ネグレクト

4位性的虐待

*全件数のうち2/3が心理的虐待で、ほとんどが面前DV(夫が妻に暴力を振るうところを子どもに見せてしまうこと)

“速報値”平成28年度中に、全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数

児童虐待相談件数122,578件(2016年H28)で、過去最多。

心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	総数
63,187(51.5%)	31,927(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	122,578(100.0%)

- ・ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加 2015年平成27年度：48,700件 → 2016年平成28年度：63,187件(+14,487件)
- ・ 警察等からの通告の増加(平成27年度:38,524件 → 平成28年度:54,813件(+16,289件))
- ・ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に発生または表面化した子どもの心中以外の虐待死は48例52人で、0歳児が30人(57.7%)ともっとも多い、0歳児虐待の種類では身体的虐待が35人(67.3%)、ネグレクト12人(23.1%)の順に多かった。

<合計特殊出生率>

第1次ベビーブーム4.3：1947～1949年 (S22～24)
第2次ベビーブーム 2.1：1971～1974年 (S46～49)

1人の女性が一生の間に産む子どもの数(15歳～49歳の平均)

2005年(H17)過去最低の 1.26 となった

その後は、増減を繰り返し

2016年(H28) 1.44 となっている

<日本超高齢社会>

2017年(H29)27.7%

<高齢化率>
7%以上…高齢化社会
14%以上…高齢社会
21%以上…超高齢社会

<子育て支援の施策と変遷> * 重要！歴史の流れや「なぜ」を理解すること

1990年(H2) 「1.57ショック」1989年の合計特殊出生率が過去最低！

1994年(H6) **エンゼルプラン**： 育児休業給付の実施、地域子育て支援センター

「エンゼルプラン七つの柱」

- ・ 仕事と育児の両立のための雇用環境の整備
- ・ 多様な保育サービスの充実
- ・ 母子保健医療体制の充実
- ・ 住宅及び生活環境の整備
- ・ ゆとり学校教育の推進・学校外活動・家庭教育の充実
- ・ 子育てに伴う経済的負担の軽減
- ・ 子育て支援の為に基盤整備

上記エンゼルプランを更に具体化

緊急保育対策等5か年事業： 一時保育、乳幼児健康支援デイサービス事業、放課後クラブの充実化

1999年(H11) **新エンゼルプラン**： 子育てに関する相談支援事業の充実

- ・ 短時間勤務制度
- ・ 育児休業の利用促進
- ・ ファミリーサポート制度

2003年(H15)「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」

2004年(H16) **子ども・子育て応援プラン** 少子化社会対策大綱で示された施策

- ・ 若者の自立や働き方の見直し
 - ・ 児童虐待の防止対策
- 少子化対策から



2010年(H22) **子ども・子育てビジョン**： チルドレン・ファースト 子ども子育て支援へ 社会全体で子育てを支える

「目指すべき社会への政策4本柱」

- ・ 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
- ・ 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
- ・ 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
- ・ 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワークライフバランス)

2012年(H24) 子ども子育て関連**3法**：支援関係法律

・認定こども園一部改正法 … 保育園と幼稚園を一体化 都道府県知事が認定！

学校教育法&児童福祉法

・子ども・子育て支援法 … 国の **子ども・子育て会議**は「内閣府」に設置されている

・上記二つの施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2015年(H27) **子ども子育て支援新制度**

2017年4月本格施行の「子ども子育て支援新制度」 ……子育て中のすべての家庭を支援

◇主旨と主なポイント

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付＝「施設型給付」の創設
- ・小規模保育等への給付＝「地域型保育給付」の創設
- ・幼保連携型認定こども園の改善など(認可・指導監督の一本化、財政措置を「施設型給付」の一本化)
- ・地域の実情に応じた子ども子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の充実)
- ・地域のニーズに基づくために基礎自治体の実施主体(市町村)
- ・社会全体による費用負担
- ・政府の推進体制＝内閣府が所管(それ以前は厚生労働省が所管)
- ・子ども・子育て会議の設置

{
 ・国に有識者・事業主代表・子育て支援当事者等が政策プロセスに参画関与
 ・市町村等の合議制機関の設置努力義務

◇概要

市町村主体

…認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援

「施設型給付」

認定こども園 = 保育所0～5歳 + 幼稚園 3～5歳

(幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型)

「地域型保育給付」

小規模保育 家庭的保育☆5. 居宅訪問型保育 事業所内保育

…地域の実情に応じた子育て支援＝地域子ども・子育て支援事業

☆1.～5.など 2008年「児童福祉法」改正にもとづく、子育て支援事業の法定化

- ・利用者支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業☆1. ……生後4か月までの全戸訪問
- ・養育支援訪問事業等☆2. ……保健師、保育士、ヘルパー、子育て経験者の育児支援家庭訪問
- ・地域子育て支援拠点事業☆3.
- ・一時預かり事業☆4.
- ・子育て短期支援事業 ……親の病気などの理由で保育に欠ける子どもを児童福祉施設へ一時的に入所させる制度
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ ……1997年法定化→2003年「児童福祉法」改正で子育て支援事業
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国主体

…仕事と子育ての両立支援＝仕事・子育て両立支援事業

・企業主導型保育事業

事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

・ベビーシッター等利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

<連携とネットワーク>

・要保護児童対策地域協議会＝「こどもを守る地域ネットワーク」＝児童虐待防止ネットワーク

対象とする者 → 要保護児童 要支援児童 特定妊婦

* 設置は市町村の努力義務(98.9%で設置されている)

* 協議会参加者の守秘義務

* 要保護児童対策調節機関…協議会は様々な機関が協力して行うが、その関係機関から1つ選定

◇雑知識◇

要保護児童への取り組み 密接に関連 ⇒ 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業

・子育て支援ネットワーク … 1994年エンゼルプランからスタート

地域子育て支援拠点事業をはじめとした相談支援・情報提供

病児保育	}	保育所の多機能化
低年齢児保育		
延長保育		
一時保育事業		

短期入所生活援助事業	}	児童福祉施設等
夜間養護等事業		

養育医療…未熟児への医療のこと(×障害児)